



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>



春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問合せください。

変わる？それとも変わらない？令和5年分の年末調整

年末調整の時期がやってきました。令和5年分の年末調整について、変更点等を確認します。

年末調整関係書類の変更有無◆

令和5年分の年末調整で関係する次の書類について、国税庁の様式では年度修正等のみとなっています。

- 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

国外居住親族に係る扶養控除の見直し◆

令和5年1月より、日本国外に住む子や親など（以下、国外居住親族）を扶養している場合の扶養控除の対象者について、範囲が改正されています。事業者は、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、マル扶）にチェックが付された次の項目別に、書類を確認します。

○チェック項目別 確認時期ごとの必要書類

マル扶の チェック項目	マル扶受領時	年末調整 実施時
16歳以上30歳未満 又は70歳以上	親族関係書類	送金関係書類
留学	親族関係書類及び 留学ビザ等書類	送金関係書類
障害者	親族関係書類	送金関係書類
38万円以上の支払	親族関係書類	38万円以上の 送金関係書類

特にマル扶を提出する給与受給者側が、年齢30歳以上70歳未満の扶養親族に該当する国外居住親族へ、生活費等に充てる

ため年38万円以上の送金をしているとして、「38万円以上の支払」欄にチェックを付したときは、年末調整時期に提出等する送金関係書類は、合計で“38万円以上”となる点に注意しましょう。

令和4年居住開始の住宅ローン控除◆

令和4年居住開始の住宅借入金等特別控除（以下、住宅ローン控除）は、旧制度と新制度いずれかの適用となります。新旧の適用誤りにご注意ください。

○住宅ローン控除の主な新旧比較（令和4年居住開始）

新築/一般住宅	旧制度(特別特例取得)	新制度
借入限度額	4,000万円	3,000万円
控除率	当初10年...1% 11~13年...最高1%	0.7%
合計所得金額要件	3,000万円以下	2,000万円以下

()床面積40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下

電子データの取得範囲が拡大◆

マイナポータル連携を利用した控除証明書のデータ取得範囲が、10月から拡大します。

○令和5年10月から連携手続が開始される控除証明書

発行主体	控除証明書	開始予定
国民年金基金連合会(全国国民年金基金、日本弁護士国民年金基金、歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金を含む)	社会保険料(国民年金基金掛金)控除証明書	R5.10.31
国民年金基金連合会(iDeCo)	小規模企業共済等掛金控除証明書	R5.10.25
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	控除証明書	R5.10.1

お仕事カレンダー

11月10日(金)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(10月分)
11月30日(木)	9月決算法人の申告・納税、3月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・6月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第2期分)



やらせレビューが御法度に 10月1日からステマ規制スタート

10月1日から、ステルスマーケティング（以下、ステマ）の規制が始まりました。ステマとは、消費者に宣伝と気付かれないような広告・宣伝行為で、不当表示として景品表示法違反になります。



◆なぜ規制されるの？◆

SNSのレビューやインターネットの口コミは、購入者の客観的な感想にみえますが、中には商品等を供給する事業者（以下、広告主）の依頼による高評価レビューや、広告主自らが第三者を装った意図的な投稿もあります。これらは実質「広告・宣伝行為」です。

消費者がその投稿を単なる「感想」と誤認すると、意図的な高評価や誇張・誇大をそのまま受け取ってしまい、正しく商品やサービスを判断することができなくなるかもしれません。

◆どんな投稿がステマになるの？◆

今回規制されるのは「実は広告なのに、消費者には広告だと分からないもの」です。

広告主がその投稿内容の決定に関与したと認められる（第三者の自主的な意思による投稿内容とはいええない）場合は広告に該当し、ステマとして規制の対象になります。ステマとなる例をいくつかご紹介します。

【例1】広告主が第三者になりすまして投稿

商品の販売担当者や役員、管理職等、従業員や子会社も含め、その商品の関係者（以下、商品関係者）が、認知度向上や販売促進目的で商品画像や紹介文を、第三者になりすましてSNSに投稿

商品関係者が「自社商品と比べると競合商品が劣っている」等の誹謗中傷を、第三者になりすまして口コミサイトに投稿

参考：消費者庁「景品表示法とステルスマーケティング-事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_200901_01.pdf

【例2】広告主の依頼・指示により、第三者が投稿

広告主がインフルエンサーに商品の特徴等を伝え、それに沿った内容でインフルエンサーがSNSに投稿

広告主からの依頼により、購入者や不正レビューを集めるブローカーが評価を上げるレビューを投稿

アフィリエイト広告を使う際、アフィリエイトに委託して自社商品を表示

広告主からの依頼により、他の事業者が広告主の商品と比較した競合商品の低評価を投稿

【例3】広告主ははっきりとは宣伝依頼をしていないが、第三者が広告主の方針に沿って投稿

広告主が第三者に無償で商品を提供し投稿依頼した結果、第三者が広告主の方針に沿う内容を投稿

広告主が第三者に、対価や商品提供等の経済上の利益をちらつかせ、第三者がその商品について投稿

一方で、商品の無償提供があった場合でも、第三者が自主的な意思で投稿したものであれば、ステマ規制の対象にはなりません。

◆違反したらどうなるの？◆

規制の対象は広告主です。依頼を受けたインフルエンサー等の第三者や、表示サイトの運営者は、規制の対象にはなりません。

違反行為が認められた場合、課徴金はかかりませんが、広告主に対し、表示の差し止めや違反したことの周知などの措置命令が行われ、その内容が公表されます。



お 仕 事 備 忘 録

- 1. 年末調整の準備...**年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいいため、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。
- 2. 年末賞与の支払準備...**今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）...**11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。
- 4. パート等の年間収入をチェック...**パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲（年間給与収入103万円以内）等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。